

## 滋賀県協働推進本部の設置について(案)

### 1. 名称 滋賀県協働推進本部

### 2. 設置の趣旨

県民、地域団体、NPO、企業等の多様な主体と行政がともに主体的に地域を支え合う協働型の社会づくりを目指し、様々な地域の課題やニーズに対応する地域総合力の向上を図る施策を推進するため、当本部を設置する。

多様な主体との協働の推進に関しては、本県基本構想や来年度県政経営の基本方針等に掲げられており、全庁的な推進体制の整備を図っていく必要がある。

### 3. 本部の構成

- |          |                                                         |
|----------|---------------------------------------------------------|
| (1) 本部長  | 県民文化生活部を担任する副知事                                         |
| (2) 副本部長 | 県民文化生活部長                                                |
| (3) 本部員  | 各部局長等                                                   |
| (4) 幹事   | 県民文化生活部次長、各部局の幹事課長等、振興局・各地域振興局の副局長、各県事務所の次長、警察本部警務部警務課長 |
| (5) 連絡員  | 各部局の幹事課長等が当該所属の職員のうちから推薦する者                             |

### 4. 所掌事務

- (1) 協働に関する基本的かつ総合的な施策の推進に関すること。
- (2) 協働の推進に係る関係行政機関との連絡調整に関すること。
- (3) その他協働の推進について必要な事項に関すること。

### 5. 会議開催回数

- |           |       |
|-----------|-------|
| (1) 本部員会議 | 年1～2回 |
| (2) 幹事会議  | 年2～3回 |
| (3) 連絡員会議 | 年2～3回 |

### 6. 事務局

県民文化生活部県民活動課に置く。

### 7. 設置の根拠

要綱(仮称「滋賀県協働推進本部設置要綱」)による設置とする。